

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	本市は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税・森林環境税を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 【具体的内容】 ①給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・法定調書の個人特定 ②住民登録のない人の課税資料の、回送先市町村の調査 ③賦課に必要な情報（生活保護・障害の等級）の照会 ④扶養親族の個人特定と所得・重複扶養有無の照会 ⑤社会保険料参考資料発送のための保険料情報（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）の照会 ⑥特別徴収事業所の特定と特別徴収税額の通知 ⑦公的年金支払者への年金特別徴収税額の通知 ⑧納税義務者に対する普通徴収税額・年金特別徴収税額の納税通知 ⑨住民登録外課税の住民登録市町村への通知 ⑩賦課情報に基づく課税・非課税証明書の発行 ⑪納税情報の管理および過誤納者に対する還付・充当 ⑫納付状況に基づく納税証明書の発行 ⑬納期限を過ぎた未納者に対する督促状の送付 ⑭督促状を送付してもなお完納されない未納者に対する滞納整理 ⑮申告特例制度の適用通知 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づいて、本市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 住民税システム 2. 課税資料管理システム 3. eLTAXシステム 4. 国税連携システム 5. 統合収納管理システム 6. 統合滞納管理システム 7. コンビニ交付システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 春日部市中間サーバー 10. 個人住民税申告ポータル 11. マイナポータル申請管理 12. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課、収納管理課
②所属長の役職名	財務部 市民税課長、収納管理課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-739-6844
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8544 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-739-6844
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱に関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書等に記載された個人番号や住基ネットで照会した個人番号などの本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申告書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【具体的内容】として①～④を記載	⑮申告特例制度の適用通知を追加	事前	事前通知事項
平成28年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	7. 自動交付機サーバー	7. コンビニ交付DBサーバー	事前	
平成28年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課個人住民税担当課長 高山 宏一 収納管理課長 前島 清史	財務部次長兼市民税課長 森田 英生 財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務部次長兼市民税課長 森田 英生 財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	財務部次長兼市民税課長 鈴木 健司 財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務部次長兼市民税課長 鈴木 健司 財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	財務部参事兼市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	事後	
令和3年5月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	2. 住民税課税支援システム 7. コンビニ交付DBサーバー 8. 共通基盤(連携・統合宛名)	2. 課税資料管理システム 7. コンビニ交付システム 8. 団体内統合宛名システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務部参事兼市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	財務部市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	事後	
令和5年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	6. 滞納管理システム	6. 滞納整理システム	事後	
令和5年11月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	財務部市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	財務部 市民税課長、収納管理課長	事後	
令和5年11月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民生活相談課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1	事前	令和6年1月4日、新庁舎移転によるもの
令和5年11月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民生活相談課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1	事前	令和6年1月4日、新庁舎移転によるもの
令和7年3月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 【具体的内容】 ①給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・法定調書の個人特定 ②住民登録のない人の課税資料の、回送先市町村の調査 ③賦課に必要な情報(生活保護・障害の等級)の照会 ④扶養親族の個人特定と所得・重複扶養有無の照会 ⑤社会保険料参考資料発送のための保険料情報(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の照会	本市は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税・森林環境税を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 【具体的内容】 ①給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・法定調書の個人特定 ②住民登録のない人の課税資料の、回送先市町村の調査 ③賦課に必要な情報(生活保護・障害の等級)の照会 ④扶養親族の個人特定と所得・重複扶養有無の照会 ⑤社会保険料参考資料発送のための保険料情報(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の照会	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	続き	⑥特別徴収事業所の特定と特別徴収税額の通知 ⑦公的年金支払者への年金特別徴収税額の通知 ⑧納税義務者に対する普通徴収税額・年金特別徴収税額の納税通知 ⑨住民登録外課税の住民登録市町村への通知 ⑩賦課情報に基づく課税・非課税証明書の発行 ⑪納税情報の管理および過誤納者に対する還付・充当 ⑫納付状況に基づく納税証明書の発行 ⑬納期限を過ぎた未納者に対する督促状の送付 ⑭督促状を送付してもなお完納されない未納者に対する滞納整理 ⑮申告特例制度の適用通知 番号法の別表第二に基づいて、本市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	⑥特別徴収事業所の特定と特別徴収税額の通知 ⑦公的年金支払者への年金特別徴収税額の通知 ⑧納税義務者に対する普通徴収税額・年金特別徴収税額の納税通知 ⑨住民登録外課税の住民登録市町村への通知 ⑩賦課情報に基づく課税・非課税証明書の発行 ⑪納税情報の管理および過誤納者に対する還付・充当 ⑫納付状況に基づく納税証明書の発行 ⑬納期限を過ぎた未納者に対する督促状の送付 ⑭督促状を送付してもなお完納されない未納者に対する滞納整理 ⑮申告特例制度の適用通知 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づいて、本市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 住民税システム 2. 課税資料管理システム 3. eLTAXシステム 4. 国税連携システム 5. 収納管理システム 6. 滞納整理システム 7. コンビニ交付システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 春日部市中間サーバー	1. 住民税システム 2. 課税資料管理システム 3. eLTAXシステム 4. 国税連携システム 5. 統合収納管理システム 6. 統合滞納管理システム 7. コンビニ交付システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 春日部市中間サーバー	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	・番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	
令和7年3月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数いつ時点の集計か	令和1年6月30日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年3月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の集計か	令和1年6月30日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱に関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書等に記載された個人番号や住基ネット照会した個人番号などの本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申告書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄	事後	
令和7年9月16日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 住民税システム 2. 課税資料管理システム 3. eLTAXシステム 4. 国税連携システム 5. 統合収納管理システム 6. 統合滞納管理システム 7. コンビニ交付システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 春日部市中間サーバー	1. 住民税システム 2. 課税資料管理システム 3. eLTAXシステム 4. 国税連携システム 5. 統合収納管理システム 6. 統合滞納管理システム 7. コンビニ交付システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 春日部市中間サーバー 10. 個人住民税申告ポータル 11. マイナポータル申請管理 12. 申請管理システム	事前	
令和7年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和7年2月28日 時点	令和7年9月16日 時点	事前	
令和7年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和7年2月28日 時点	令和7年9月16日 時点	事前	